

## 沖縄美ら海水族館スタッフ制服のデザイン・製作に係る公募要領

### 1. 適用

本要領は、沖縄美ら海水族館スタッフ制服デザイン・製作に係る公募について必要な事項を定める。

### 2. 目的

沖縄美ら海水族館スタッフ制服を新調することで、更なるイメージアップを図り、スタッフが一層の意欲を持って働くためのモチベーション向上（従業員エンゲージメント向上）を目指す。

### 3. 業務の内容

以下について1者完結で作成すること。

作成にあたっては、デザイン等の再公募を禁ずるものとする。

#### (1) 沖縄美ら海水族館スタッフ制服の新規デザイン・製作案作成

- ①未発表のデザイン図案（3案まで）の正面、背面、右面、左面
- ②生地 of 具体的な素材・混率
- ③ボタン等付属品の有無、有る場合はその場所、数量、種類
- ④二次加工（デザインのプリント）方法
- ⑤各製作スケジュール（生地製作にかかる期間、縫製にかかる期間等）

#### (2) 費用見積作成

下記の明細がわかる見積書とする。

- ①デザイン・製作案費用
- ②生地調達（製作）費用
- ③1着当たりの縫製加工費用
- ④サンプル製作料（3着）

### 4. 仕様

沖縄美ら海水族館スタッフ制服デザイン・製作仕様書のとおり

### 5. 参加方法及び期限

(1) 提出期限 令和8年1月14日（水）17時まで

(2) 提出方法 メールにて(4)の内容を提出

(3) 提出先 oki-churaumi2@okichura.jp

※メール標題を「沖縄美ら海水族館スタッフ制服デザイン・製作公募提出」とす

ること。

(4) 提出書類及び提出部数

様式 1 参加申請書 1 部

様式 2 過去 5 年間の実績 1 部

様式 3 資格要件に係る申立書 1 部

様式 4 デザイン・製作案 1 部

※様式 4-1 デザイン図案（3 案まで）及び、様式 4-5 費用見積書（1 部）については応募者の様式で作成。

6. デザイン料

応募デザイン 1 案につき、（一財）沖縄美ら島財団より 1,500 円のデザイン料を支払うこととする。

7. 審査基準及び評価項目

(1) 提出された提案書に基づき (2) 審査評価項目により審査を行う。

(2) 審査評価項目

|   | 区分    | 評価項目                                                 |
|---|-------|------------------------------------------------------|
| ① | デザイン性 | 沖縄美ら海水族館らしいデザインであるか。（仕様書を参照のこと）                      |
| ② | 着用効果  | 見る人にきちんとした印象を与え、スタッフが沖縄美ら海水族館の一員として誇りを持って働く効果をもたらすか。 |
| ③ | 機能性   | 動きやすさ、通気性、耐久性、速乾性等に優れているか。                           |

8. 審査結果の通知

審査結果は令和 8 年 1 月 31 日（土）までに決定業者へ通知する。

審査の内容については公表しない。

9. 業務委託の方法

(1) 応募案が採用された当該の事業者と、令和 8 年 3 月末までに納品としてサンプル製作について別途契約を行い、令和 8 年 4 月以降に業務委託契約を締結する。

※いずれの契約も業務に係る主たる内容の再委託を不可とする。

(2) 令和 8 年 4 月業務委託契約締結及び発注納品以降は、採用されたデザインをもとに見積競争にて生地製作および縫製業務を決定し発注する。

10. 著作権

採用されたデザイン・製作案の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条を含む一切の権利）は、前条記載の令和 8 年度業務委託契約前に（一財）沖縄美ら島財団が買い取るものとする。

著作権の（一財）沖縄美ら島財団帰属後は、（一財）沖縄美ら島財団が指定する第三者が成果物等を使用するにあたって一切の著作権者人格権を行使しないこととし、また第三者をして行使させないものとする。

#### 1 1. 公募資格要件

- (1) 沖縄県が定める「県内企業への優先発注及び県産品の優先使用基本方針」（平成 30 年 4 月 1 日施行）に基づく県産品を製造加工できる、沖縄県内に本店、支社又は営業所を有する事業者であること。
- (2) 沖縄総合事務局及び沖縄県の競争参加有資格者であり、その指名停止期間中であってはならない。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立てがなされている者又は 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者ではないこと。
- (4) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする組織・団体でないこと。
- (5) 過去 5 年間に於いて、ユニフォームの企画デザイン並びに製造の分野において、国・地方自治体・民間企業等が発注する業務において実績があること。またはこれらの分野において、自ら主体となって実施した実績があること。
- (6) 沖縄県暴力団排除条例（平成 23 年 7 月 26 日沖縄県条例第 35 号）第 2 条第 1 項又は同条第 2 項に該当する者ではないこと。また、同条同項に該当する者と社会的に非難されるべき関係を有しないこと。

#### 1 2. 質問の受付

本件の内容に関する質問等については、令和 7 年 11 月 30 日（日）17 時まで下記電子メールにて受け付け、その回答は（一財）沖縄美ら島財団 HP に掲載する。掲載後、質問者に質問回答の公表をファックス又は電子メールにて通知する。

メール：[oki-churaumi2@okichura.jp](mailto:oki-churaumi2@okichura.jp)

#### 1 3. その他

- (1) 提出書類等の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (2) 提出書類の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、無効とする。
- (4) 提出書類の審査は、提出された内容に基づいて行うが、採用決定後、提案された

内容について必要に応じて変更を加える場合がある。

(5) 提出書類の概要について外部からの求めなどに応じて公表する場合がある。

(6) 契約書の作成要否 要

(7) 契約保証金 無し

**【担当部署】**

(一財) 沖縄美ら島財団

水族館管理センター 水族館業務課

〒905-0206

沖縄県国頭郡本部町字石川 424

電話 0980-48-3645

FAX 0980-48-4444